

# 10月1日から 国民健康保険と老人保健が変わります

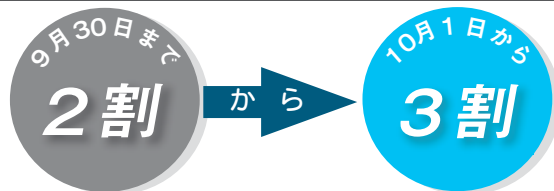
## 主なポイント

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課  
TEL (0857) 20-3482

### 高齢者の自己負担が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、一定以上所得者で、医療機関に支払う自己負担割合が2割の人は、10月から自己負担割合が3割になります。

※自己負担割合が1割の人は、変更ありません。

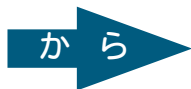


### 医療費の自己負担限度額が引き上げられます

#### 70歳未満の人

※金額は1月当たりの限度額。( )内の金額は、過去12カ月間に、同一世帯で高額療養費または高額医療費支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

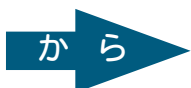
9月30日まで	
上位所得者 (基礎控除後の年間所得が670万円を超える世帯)	139,800円 ※医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた額の1%を加算(77,700円)
一般	72,300円 ※医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた額の1%を加算(40,200円)
低所得者 (住民税非課税者)	35,400円 (24,600円)



10月1日から	
上位所得者 (基礎控除後の年間所得が600万円を超える世帯)	150,000円 ※医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた額の1%を加算(83,400円)
一般	80,100円 ※医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%を加算(44,400円)
低所得者 (住民税非課税者)	35,400円 (24,600円)

#### 70歳以上の人

9月30日まで		
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一定以上所得者 (住民税課税所得145万円以上の人)	40,200円	72,300円 ※医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた額の1%を加算(40,200円)
一般	12,000円	40,200円
低所得者 (住民税非課税者)	Ⅱ 8,000円	24,600円
	Ⅰ(注)	15,000円



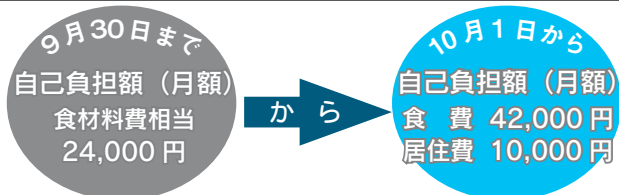
10月1日から		
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一定以上所得者 (住民税課税所得145万円以上の人)	44,400円	80,100円 ※医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%を加算(44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者 (住民税非課税者)	Ⅱ 8,000円	24,600円
	Ⅰ(注)	15,000円

(注) 低所得者Ⅰは年金収入65万円以下

(注) 低所得者Ⅰは年金収入80万円以下

### 療養入院の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の方は、これまで食料費相当のみを負担していましたが、介護保険との均衡を図るため、10月から食費(食料費と調理コスト相当)と居住費(光熱水費相当)を負担することになります。※所得の低い人(住民税非課税世帯、高齢福祉年金受給者、年金受給額80万円以下など)は、負担が軽減されます。詳しくは、上記問い合わせ先まで。



### 出産一時金が変わります

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から35万円に上げられます。

※出産日が基準になります。

### 人工透析の自己負担限度額が変わります

70歳未満の人で人工透析を行っている上位所得者(基礎控除後の年間所得が600万円を超える世帯)については、自己負担限度額が1万円から2万円に上げられます。